

## ネットオークションにおける放送番組の違法出品の監視と対策 を開始します

社団法人地上デジタル放送推進協会（D-P A）

2003年に3大都市圏で開始した地上デジタル放送は、昨年12月までに全国の県庁所在地にまで広がり、全国の約84%の世帯で視聴できるようになるとともに、本格的な普及の時期を迎えようとしております。

デジタル技術を使うと、画質や音質が劣化することがなく、高画質・高音質の番組を大量にコピーしたり、インターネットに配信したりすることが容易になります。このため、私的な録画の範囲を越えて、放送番組を複製したり、インターネットで再送信したりするなど、著作権を侵害する行為が頻繁に発生するおそれがあります。そこで放送事業者は、デジタル時代における放送番組の権利を保護し、適正な流通を図るという観点から、健全なデジタル放送の普及推進になくてはならないシステムとして、受信機メーカーの協力を得て、2004年4月より、B-CASカードを用いたコンテンツ保護施策を実施しております。

このコピー制御の仕組みは、放送事業者が自ら実施するハード面での放送番組の権利保護といえますが、一方、車の両輪として、ネットオークションでの違法な放送番組の流通への対策などのソフト面の充実が求められていました。また、いわゆる海賊版対策は、政府の知的財産推進計画においても強く求められています。

放送番組の違法流通の中でも、とりわけネットオークションにおける放送番組の違法な流通は、在京の放送事業者が把握しているだけでも年間1万件を超えており、各放送事業者において“モグラタタキ”的な対応を強いられている頭の痛い問題となっています。

そこで、こうした放送番組の違法流通など著作権侵害に対する放送事業者の強い決意を示すとともに、音楽、脚本、出演者、CG、写真、映画製作者など放送番組に含まれる様々な権利者の権利を守るため、全国の地上デジタル放送事業者が会員となっているD-P Aに「放送コンテンツ適正流通推進連絡会」を設置し、さらにコンピュータ・ソフトウェアの違法流通対応の経験が豊富で、ネットオークションサイト運営者と強い信頼関係がある社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）の協力を得て、放送番組の違法流通への対策を実施することと致しました。これには、主な国内権利者団体のご賛同もいただいております。

同時に、放送番組の著作権に関するホームページを立ち上げ、違法流通の情報提供窓口を開設するとともに、周知広報活動を行っていきます。

(1) 今回開始する事業内容 (4ページの流れ図をご参照下さい)

① ネットオークションのパトロール

- ・ ネットオークションを能動的にパトロールし、「一定の判断基準」に合致した違法な出品について、オークションサイトの運営者に削除を要請します。
- ・ 既に、ACCSとヤフー (Yahoo! JAPAN) の間では合意書を締結しており、違法な出品の削除に関するスムーズな連携が図られています。

② 放送事業者に寄せられた違法情報への一元的な対応

- ・ 一般視聴者の方から放送事業者に寄せられるネットオークションでの放送番組の著作権侵害に関する情報について、ACCSが一元的に対応し、速やかに調査をした上で、違法と認められる場合には出品の削除を要請します。

③ 違法情報提供窓口の設置

- ・ 今回、放送番組の著作権に関する周知広報を推進するために「ホットライン・テレビ番組著作権」と称したホームページを開設しました。そのホームページの中に、放送番組の著作権侵害情報をご提供頂く窓口を設けました。  
提供された情報は、即座にACCSに送信され、調査の上、違法と認められる場合には同様の対策をとっていきます。

④ 放送番組の著作権に関する周知広報活動

- ・ 開設したホームページ「ホットライン・テレビ番組著作権」に、テレビ番組と著作権に関する基本的な知識や日常的に良くあるケースについてのクイズなどを掲載し、放送番組の著作権に関する周知広報活動を実施していきます。

(2) 事業形態

- ・ D-P Aは、会員であり、放送番組の権利者である放送事業者を取りまとめて、放送番組の違法流通に関する連絡フォーマットや連絡ルートの作成、対策方針、周知広報など、放送事業者に共通する施策を推進するとともに、「放送コンテンツ適正流通推進連絡会」の事務局となります。
- ・ 放送番組の違法流通への対応などの実務は、コンピュータ・ソフトウェアの違法流通対応の経験が豊富で、ネットオークションサイト運営者と強い信頼関係がある、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) に業務委託します。
- ・ ACCSとヤフーの間で合意した違法な出品の削除に関する「削除基準」に基づいて、オークションへの違法出品の削除を行います。
- ・ ACCSは、ホームページ「ホットライン・テレビ番組著作権」の管理運営を行います。

### (3) ホームページ

放送番組の適正な流通を推進するためのホームページを開設し、本日（1月25日）から運用を開始いたします。

名称：「ホットライン・テレビ番組著作権」

URL： <http://www.tv-copyright.jp/>

#### ①内容

このホームページは、テレビ番組の著作権に関する解説と違法情報提供窓口で構成されています。今後、さらに充実させていきます。

#### ②テレビ番組の著作権に関する解説

- ・ テレビ番組の著作権に関する易しい解説
- ・ テレビ番組の著作権に関するクイズコーナー
- ・ 著作権についてのより詳しい解説

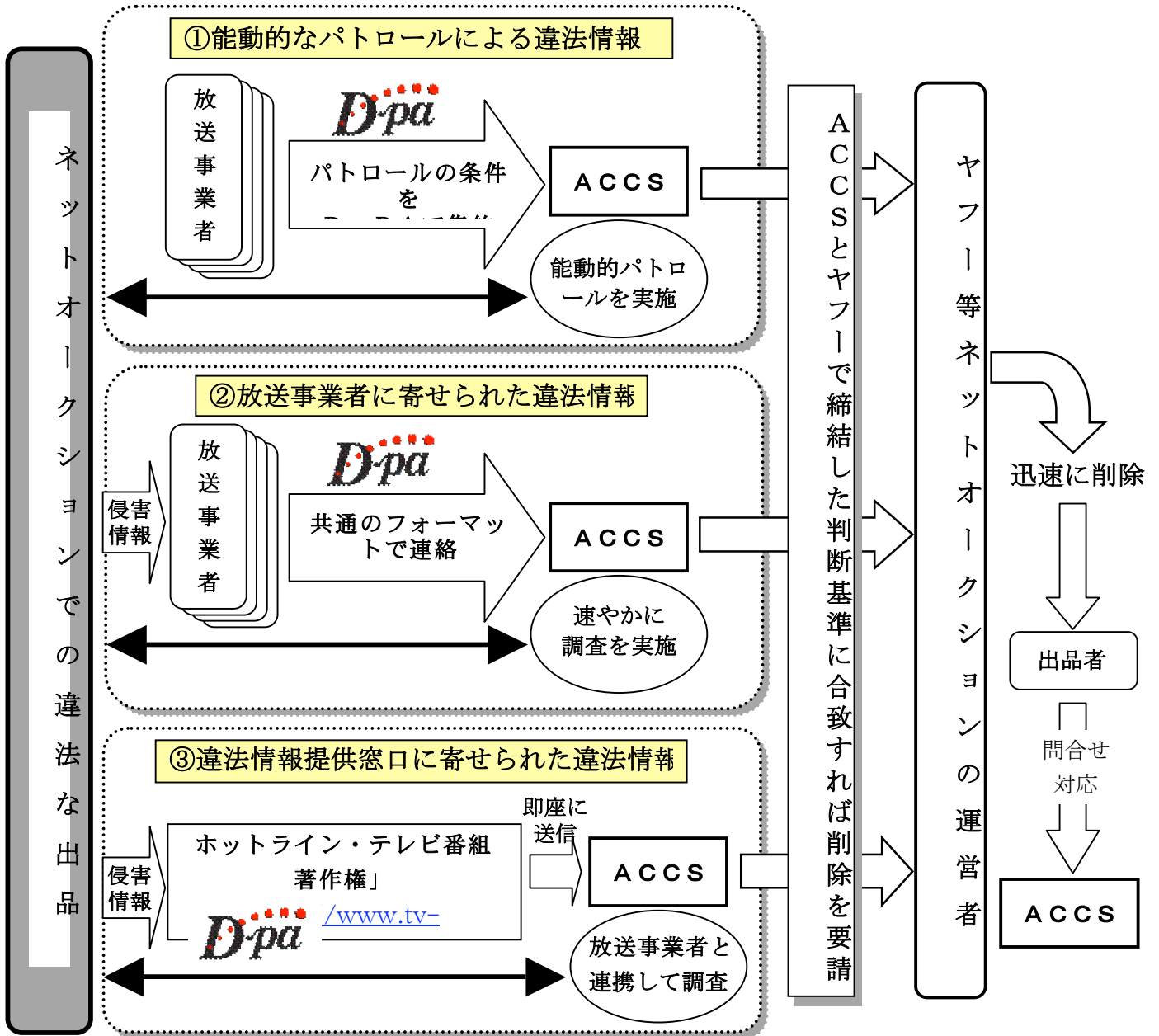
#### ③違法情報提供窓口

- ・ 違法情報を受付ける違法情報提供窓口を各ページに設置し、一般視聴者の方が、インターネット上などで見つけた放送番組の違法流通に関する情報を受付けます。
- ・ 違法流通に関する情報は、簡単な入力フォームに従って、送信することができます。
- ・ 提供いただいた情報は、該当する放送事業者と連携して調査し、違法と認められる出品に対しては、削除要請などの対応を行います。
- ・ 情報をいただいた方の個人情報は適切に保護します。

以 上

# 「ネットオークションにおける放送番組の違法出品の監視と対策」

## ネットオークションにおける違法な出品の削除までの流れ（イメージ）



これまでは、一般視聴者の方から寄せられた、放送番組の著作権侵害に関する情報について、各放送事業者が独自に精査・確認したうえで、その都度、直接オークションサイトに削除要請を行っていました。

以上